



平成 27 年 6 月 12 日

各 位

社名 パ ス 株 式 会 社
 代表者の役職氏名 代表取締役 CEO 柴田 励司
 (コード番号：3840 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員管理本部長 村尾 正和
 電話番号 03-6823-6011 (代)

**第三者割当による第 8 回新株予約権の払込完了
 及び定時株主総会における第 3 号議案（特定引受人との間の総数引受契約の承認の件）の撤回
 に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において決議しました第三者割当による第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行につきまして、本日、発行価額（9,125,952 円）の払込が完了したことを確認しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、Oak キャピタル株式会社は、会社法第 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当しますが、第 8 回新株予約権に関して提出された有価証券届出書の提出日である平成 27 年 5 月 27 日から同年 6 月 10 日までの間に、総株主の議決権の 10%以上の議決権を有する株主から同社の本新株予約権の引受けに反対する旨の通知はありませんでした。従いまして、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会に上記反対通知があったことを条件として提案された「第 3 号議案 特定引受人との間の総数引受契約の承認の件」は、撤回されることとなりました。

記

第三者割当による第 8 回新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 27 年 6 月 12 日
(2) 新株予約権の総数	52,448 個
(3) 発行価額	9,125,952 円（本新株予約権 1 個当たり 174 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	5,244,800 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達の内額	1,509,138,752 円（差引手取概算額 1,490,288,752 円） （内訳） 新株予約権発行分 9,125,952 円 新株予約権行使分 1,500,012,800 円
(6) 行使価額	1 株当たり 286 円
(7) 募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当による Oak キャピタル株式会社に対する割当て
(8) その他	Oak キャピタル株式会社と締結した引受契約においてファースト・リフューザル条項及びロックアップの合意が規定されております。

（注）本新株予約権の詳細につきましては、平成 27 年 5 月 27 日付「第三者割当による第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

(ファースト・リフューザル)

当社とOakキャピタル株式会社との間で締結した引受契約書の締結日(平成27年6月12日締結)から2年間、当社が株式、発行会社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権又は新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)を発行もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。)(但し、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを付与する目的のものである場合において当社の取締役会において適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権を付与する場合にはその行使により交付される株式数により判断する。)を超えないとき、及び既発行の第4回新株予約権、第6回新株予約権及び平成27年3月31日に発行された募集新株予約権の行使の場合において当該行使が発行時に開示された条件から変更又は修正されずに当該条件に従って行われるとき、その他先買権の対象としない旨を当社とOakキャピタル株式会社との間で合意したときは除く。)をしようとする場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

(ロックアップ)

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、①当社は、Oakキャピタル株式会社との間で締結した引受契約書の締結日(平成27年6月12日)から6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行(但し、株式分割は含まない。)もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下「本追加新株式発行等」といいます。)又はこれに関する公表を行わない。②①に記載の総数引受契約の締結日から6か月が経過した日以降、さらに6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の行使価額を下回る価額での本追加新株式発行等又はこれに関する公表を行わない。なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタル株式会社が保有する当社株式(本新株予約権の行使の結果としてOakキャピタル株式会社が保有することとなった株式を含む。)及び本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅する旨の合意をしております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいいますが、当社及びそのグループ会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるものを除きます。

以上